

# 令和8年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和8年3月3日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

|      |     |       |      |     |       |
|------|-----|-------|------|-----|-------|
| 1 番  | 早瀬川 | 恵 君   | 2 番  | 井 脇 | 昌 美 君 |
| 3 番  | 榊 原 | 深 雪 君 | 4 番  | 矢 野 | 利恵子 君 |
| 5 番  | 田 利 | 正 文 君 | 6 番  | 高 橋 | 健 一 君 |
| 7 番  | 木 村 | 明 雄 君 | 8 番  | 細 川 | 勉 君   |
| 9 番  | 川 上 | 修 一 君 | 10 番 | 進 藤 | 晴 子 君 |
| 11 番 | 多治見 | 亮 一 君 | 12 番 | 二 川 | 靖 君   |
| 13 番 | 高 橋 | 秀 樹 君 |      |     |       |

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 足 寄 町 長     | 渡 辺 俊 一 君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 東海林 弘 哉 君 |
| 足寄町代表監査委員   | 川 村 浩 昭 君 |

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 副 町 長       | 丸 山 晃 徳 君 |
| 総 務 課 長     | 佐々木 康 仁 君 |
| まちづくり推進課長   | 赤 間 恵 一 君 |
| こども・健康課長    | 石 川 建 祐 君 |
| 高齢者支援課長     | 林 俊 英 君   |
| 住民・出納課長     | 金 澤 眞 澄 君 |
| 農 林 課 長     | 加 藤 勝 廣 君 |
| 建 設 課 長     | 森 岡 彰 寿 君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 原 田 慎 一 君 |
| 消 防 課 長     | 大竹口 孝 幸 君 |

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

|         |           |
|---------|-----------|
| 教 育 次 長 | 丸 山 一 人 君 |
|---------|-----------|

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | （加 藤 勝 廣） 君 |
|-------------------|-------------|

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

|             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 角 野 慎 一 君 |
| 事 務 局 次 長   | 飯 野 真 有 君 |
| 総 務 担 当 主 査 | 遠 藤 浩 一 君 |

## ◎議事日程

- |        |                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名＜P 3＞                                                                                            |
| 日程第 2  | 会期の決定＜P 3～P 4＞                                                                                             |
| 日程第 3  | 諸般の報告（議長）＜P 4＞                                                                                             |
| 日程第 4  | 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞                                                                                          |
| 日程第 5  | 行政執行方針（町長・教育長）＜P 5～P 15＞                                                                                   |
| 日程第 6  | 報告第 2 号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）<br>工事請負契約の変更について）＜P 15～P 16＞                                           |
| 日程第 7  | 報告第 3 号 予定価格 1, 000 万円以上の工事又は製造の請負契約の<br>締結について＜P 16＞                                                      |
| 日程第 8  | 議案第 5 号 足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年度～令和<br>12 年度）の策定について＜P 16～P 18＞                                           |
| 日程第 9  | 議案第 6 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町<br>地域支え合いセンター外 2 件）＜P 18～P 23＞                                          |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町<br>営温泉浴場）＜P 23～P 24＞                                                    |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町<br>学習塾）＜P 24～P 26＞                                                      |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条<br>例＜P 26～P 27＞                                                         |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号<br>の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個<br>人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例＜P 27<br>～P 28＞ |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を<br>改正する条例＜P 28～P 29＞                                                   |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を<br>定める条例の制定について＜P 29～P 30＞                                             |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め<br>る条例の制定について＜P 30～P 31＞                                               |
| 日程第 17 | 議案第 14 号 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 12 号）＜P 31<br>～P 34＞                                                         |
| 日程第 18 | 議案第 15 号 令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）<br>＜P 31～P 34＞                                                      |
| 日程第 19 | 議案第 16 号 令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第<br>6 号）＜P 31～P 34＞                                                   |
| 日程第 20 | 議案第 17 号 令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算<br>（第 5 号）＜P 31～P 34＞                                                 |
| 日程第 21 | 議案第 18 号 令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第<br>7 号）＜P 31～P 34＞                                                   |
| 日程第 22 | 請願第 1 号 生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書＜P 34＞                                                                        |

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和8年第1回足寄町議会定例会を開会します。

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、10番進藤晴子君、11番多治見亮一君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間とし、このうち、4日から11日までと、13日から15日までの計11日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、3月3日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けた後、町長、教育長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第2号から報告第3号までの報告を受けます。

次に、議案第5号から議案第10号までと、議案第14号から議案第18号までを即決で審議いたします。

議案第11号から議案第13号までについては、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

請願第1号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

12日は一般質問を行います。

16日以降の審議予定につきましては、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第19号から議案第26号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第27号から議案第36号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの17日間に決定いたしました。

なお、17日間のうち、4日から11日までと、13日から15日までの合計11

日間は休会といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は3月5日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町新型インフルエンザ等対策行動計画を別冊のとおり改定しましたので、御報告いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、国が平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定したことを受け、町では、平成26年11月に足寄町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、新型インフルエンザ等に対する取組を進めてきました。

令和2年1月に道内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、その影響により町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影

響を受けました。新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外にも含めた幅広い感染症に対する危機に対応できる社会を目指すため、国は令和6年7月に政府行動計画の抜本的な改定を行いました。

この改定に伴い、北海道も令和7年3月に北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しています。これらの政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、町行動計画を見直し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事に際しては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を講じてまいります。

今回改定した町行動計画は、感染症危機が発生した際に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に、新型インフルエンザ等の対策についての基本的な方針を示すほか、対策に関する主要8項目の各段階における考え方等により構成されております。

なお、町行動計画は新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、対策についての検証等を通じて改定する政府行動計画及び道行動計画に対応することとし、適宜見直しを実施いたします。

今後も、町民の皆さま誰もが安心して暮らすことができるよう、これらの取組について御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告いたします。

次に、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする、「足寄町下水道ストックマネジメント計画」を策定しましたので、御報告いたします。

足寄町の下水道は平成12年度に供用を開始し、下水終末処理場が25年、マンホールポンプ所9か所の中で最も古いものは22年が経過しています。

これらの施設の老朽化に伴う改築・機器

更新には多額の費用を要することから、国の社会資本整備交付金の活用が不可欠であり、そのため町は下水道ストックマネジメント計画を策定し国に提出する必要があります。

下水道ストックマネジメント計画とは、中長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等による改築や機器・設備更新の優先順位付けを行った上で、施設全体の効率的な管理を図るための計画であります。

本町では、令和２年度に令和３年度からの５か年を期間とした２期目の計画を策定しており、３期目となる今回の計画は、令和６年度に実施した機器設備の状態調査結果を基に、施設等の改築事業計画を策定したもので、令和８年２月２０日に北海道と最終協議を行い、国に計画書を提出しております。

本日は、別紙の足寄町下水道ストックマネジメント計画の概要版を配付させていただきましたが、本計画に基づき、マンホールポンプ所の機械・電気設備の更新、下水終末処理場の施設、機械・電気設備等の改築・更新を順次行っていくこととしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、足寄町簡易水道事業特別会計の公営企業法適用化について、御報告いたします。

足寄町簡易水道は、螺湾、上利別、上足寄、大誉地、芽登の５施設、給水人口９８０人、管路延長約２５，０００メートルで整備されており、足寄町内の基幹集落における生活用水の供給に大きな役割を果たしています。しかし、昨今の人口減少により、簡易水道全体の給水人口も減少し、令和６年度末には１４０人となっています。

また、令和６年度決算における収支の状況も料金収入約８５０万円に対して、建設改良費を除く費用が約２，６５０万円となっており、料金収入で事業費用を賄え

ず、一般会計からの多額の繰入金によって運営されています。

このような中、総務省は平成２７年度より特別会計で運営する簡易水道事業について、公営企業法適用の推進を要請しており、全国で取組が進められてきたところで

す。本町におきましても、現在の簡易水道事業の実情を詳細に分析し、今後の方向性を模索してきましたが、簡易水道事業単独での法適用は、現在の運営体制と大きな変化がない中、会計処理の業務量が増加するなど、大きなメリットを見いだせないものと判断しました。そのため、運営に係るコストダウンや、会計処理を同一システムで行うことによる業務の省力化、資金面の流動性の確保等を図るため、既存の上水道事業に統合し、公営企業法の適用を進めることといたしました。

公営企業法の適用に伴い、令和７年度末までに改定する足寄町簡易水道事業経営戦略において詳細を検討しており、令和８年度から、固定資産台帳の整備や会計システムの統合に向けた準備を順次進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

以上、３点の行政報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

## ◎ 行政執行方針

○議長（高橋秀樹君） 日程第５ 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政執行方針を申し上げます。

令和８年第１回足寄町議会定例会の開催にあたり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

町民の皆様の負託を受け、2期目の足寄町長という重責を担わせていただいております。もうすぐ3年、任期も残すところ1年余りとなりました。住んでいて良かった、これからも住み続けたいと思っていただけるまちづくりを、町民の皆様とともに考え、ともに取組を進めてまいりますので、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

基幹産業である農業の関係では、肥料や飼料、生産資材価格の高騰が続く、農家経営を圧迫しています。

去年は、春先の継続的な降雨や、6月中旬からの継続的な異常高温が各作物の収穫量及び品質に影響を与えました。

小麦は全体的に細麦傾向となり前年収量を大きく下回り、バレイショは小玉傾向となったものの平年並みの作柄となっています。豆類においては播種後順調に推移していましたが、生育期における高温の影響を受け倒伏による収穫ロス、二次成長による品質の低下等が発生したこと、小豆を除き大豆・金時・手亡で平年を下回る結果となりました。てん菜は春先の断続的な降雨により、播種定植作業に遅れが出ましたが、その後の気温上昇と、まとまった降雨により回復基調となったものの、9月から10月にかけての高温により病害虫の発生が拡大し、品質・収穫量ともに前年を下回り、平年作以下となりました。

畜産関係では、和牛素牛価格が令和8年1月市場において高値で推移するなど回復基調ですが、酪農関係では乳価の引き上げ、乳牛の販売価格上昇など情勢が好転する兆しはあるものの、いまだ厳しい経営状況が続いています。

今後も、足寄町農業協同組合との連携を密にし、農業経営継続のための支援を行ってまいります。

人口減少対策は日本の最重要課題であり、本町においては基幹産業である農林業の振興が、地域経済の活性化、過疎対策に

結びつくものと考えており、「足寄町第7次総合計画」や「第3期足寄町創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組を着実に進めてまいります。

地方創生、人口減少対策の大きな柱である子育てと教育の支援を継続し、「安心して子育てできる町、足寄町」をアピールできるまちづくりを進めます。あわせて、産業の振興と雇用の場を創出するための取組、時代の変化に合った福祉施策を進め、ひとり暮らしのお年寄りや障がいをお持ちの方を含む、誰もが安心して住み続けられる環境を充実させてまいります。

今後人口が減少し、職員数も減少していく状況になると考えており、地方創生、こども政策、DX（デジタル・トランスフォーメーション）やゼロカーボンの推進などをはじめ、多様化する政策課題や住民ニーズに可能な限り対応するために、昨年4月に機構改革を行いました。

課・部局間、課内の連携強化、情報共有を充実させるため、職場内研修を通して職員の意識改革を進めるとともに、今後も庁内DXの推進状況や世の中の変化に応じて、適宜、体制の見直しを図る必要があると考えています。

国・地方とも、社会保障費、人件費の増加や物価高などにより、行政経費が膨らみ、厳しい財政状況が続いていますが、「誰もが安心して暮らせる豊かで活気あふれるまちあしょろ」の実現に向け、新年度予算編成に臨みました。

令和8年度予算編成の重点施策を、1、産業振興の推進、2、地方創生の推進、3、安全、安心で住みよい持続可能なまちづくりの推進、4、医療と介護・保健・福祉の連携の推進、5、学びと文化の町づくりの推進の5点に定め、予算編成を行いました。

地方交付税は、行政経費の増加を反映させる一方、国勢調査結果による人口減少を見込んだことから若干の増額としています。

が、税収入等の歳入確保に明るい見通しが立たない中、人件費の増加や物価高などにより、施設の維持管理費や各種委託料などの経常経費が年々増加しています。特に近年は改修や更新といった長寿命化が必要な施設や設備が増加しており、令和8年度は老朽化が進むあしょろ銀河ホール21のエレベーター制御盤更新や屋上防水改修、足寄小学校教員住宅改修、消防庁舎受変電設備更新など、多額の一般財源が必要な事業が増えており、厳しい財政状況が続いています。

次に、令和8年度会計の予算案等につきまして、項目ごとにその概要を説明いたします。

歳入の確保につきましては、適正に財源を見積り、収入可能な財源を積極的に捕捉して、自主財源の確保に努めることとしています。

町税は町の歳入の根幹をなすものであり、町税の確保は極めて重要なことから、適正で公平な課税に努めます。現在、全国のコンビニエンスストアやスマートフォンからの納付が可能となっており、引き続き納税者の利便性向上に取り組むとともに、滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応してまいります。

ふるさと納税寄附金につきましては、令和7年度の寄附額が1億3,000万円程度の見込みであることから、本年度は1億5,000万円を目標にさらなる寄附獲得に努めてまいります。

町債については、交付税補てん率の高い地方債を厳選して借り入れ、その他の収入においても、過大とならないよう留意して計上しました。

歳出では、住環境の向上、定住促進と地域経済活性化の取組として、住宅・店舗等の新築及び増改築工事、賃貸住宅整備、空き家解体等を対象とした住環境・店舗等整備補助事業を引き続き行います。

また、まちづくり活動支援補助金につきましても、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を支援するため、引き続き計上しました。

地方創生推進事業では、新婚世帯の新生活スタートを支援する、結婚新生活支援事業補助金を本年度に計上しています。

また、移住施策として、引き続き、移住希望者の募集や、移住体験の受入を行うほか、若者の町内企業への就職・定着を推進するため、新規採用者の奨学金返済額の一部を助成する支援制度の開始を予定しています。

次に、公共施設等の管理につきましては、利用者の利便性向上を図るため、南区コミュニティセンター、緑栄コミュニティセンター、下愛冠コミュニティセンターへの空調設備整備工事費を、施設の適正保持や長寿命化を図るため、平和生活改善センター屋根・外壁塗装工事費等を計上しています。

D Xの推進では、足寄町デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、マイナンバーカード保持者が、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行が受けられる「コンビニ交付」のほか、公共施設予約システム、役場窓口でのキャッシュレス決済などの本格運用を開始します。

また、複数のシステムをまたいで業務を自動化するR P Aや、プログラミングに関する特別な知識を持たなくても業務アプリの開発が可能なローコードツール「キントーン」などの定着化も進めます。

また、令和7年12月定例会から導入した、ペーパーレス会議システムは、議会との連携のもと、より一層スムーズに議会運営が図られるよう、内容の充実を図ってまいります。

交通安全の推進につきましては、交通安全キャンペーン、通学時の小中学生の安全を確保する街頭指導、老人クラブの交通安

全教室の開催など、関係機関・関係団体と連携して、一層の交通安全思想の普及啓発、交通死亡事故撲滅に向けた取組を進めてまいります。

次に、自治会活動の推進ですが、近年、多くの自治会において、会員の高齢化が進み、役員の担い手不足、自治会未加入者の増加等により、活動の停滞が深刻化しています。地域に住む人が孤立せず安心して住み続けられる地域を維持するため、若い人の加入率を向上させるための取組等、自治会活性化に向けた検討を、単位自治会や自治会連合会とともに進めてまいります。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。障がい児者施策につきましては、障害者地域生活支援拠点施設、障害児日中一時支援事業所と連携し、相談、居住支援及び、個別支援対策など、障がい児者の生活を地域全体で支える体制の充実を図ります。

子育て支援の充実につきましては、妊娠時から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、こども家庭センターを子どもセンター内に設置し、家庭や子供に関する相談を一元化し、母子保健・児童福祉・教育委員会が連携する拠点として整備を図ります。

スマートフォンアプリ「母子モ」を引き続き活用し、母子健康手帳、予防接種や乳幼児健診のDXを進め、より効果的に支援を行える体制整備を図ります。乳幼児健診につきましては、新たに5歳児健診を実施し、就学前の子供を対象に発達や社会性などを総合的に確認し、必要に応じた支援・情報共有をする体制を整えます。

子育て安心基金等を財源としている、認定こども園、へき地保育所、家庭的保育及び学童保育所の保育料等完全無償化並びに出産祝金の贈呈については引き続き実施してまいります。

国は、「こどもまんなか社会」の実現のため、こども家庭庁を中心に総合的な取組

を進めています。本町においても、さらなる子育て支援の充実を図るための体制整備を進めます。

高齢者福祉施策では、介護保険サービスを取り巻く時代の変化に対応し、高齢者支援課総合支援相談室を中心に、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、「医療と介護・保健・福祉の連携システム」の取組を進めています。

近年の物価高騰や賃金上昇が福祉事業者の経営を圧迫し、非常に厳しい状況に置かれています。そのような状況から、高齢者等複合施設を受託する指定管理者が、適切なサービスを安定して提供できるよう必要な予算計上を行うとともに、今後の地域ケアサービス提供体制の在り方等について、関係機関と検討を進めます。

また、町内の軽費老人ホームにも引き続き経営安定資金を助成し、福祉施設サービスの円滑な提供を支援いたします。介護人材の確保・育成事業といたしまして、介護職員初任者研修を開催するとともに、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金などの制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。

次に、予防健診経費といたしまして、胃がん検診・肺がん検診等の各種がん検診のほか、人間ドック、胃カメラ、脳ドック検診、歯周病検診等の受診に係る経費について引き続き支援を行います。

また、感染症の発症予防や重症化予防に係る各種ワクチン接種について、正確な情報提供を行うとともに一部費用助成を実施し、町民の命と健康を守る取組を充実してまいります。

町営温泉浴場「銀河の湯あしよろ」については、町内外から多くの方に御利用頂いておりますが、令和8年5月から10月までの6か月間、営業時間を午後9時まで1時間延長する予定です。今後も、くつろぎと健康増進の場を提供するため、指定管理

者とともに円滑な運営を進めてまいります。

ごみ減量化の取組につきましては、ごみの収集量が年々増加していることから、啓発活動の強化、リサイクル体制の充実等を進め、さらに食品ロスやごみ発生を抑制する取組を推進してまいります。

次に、農業施策の推進について申し上げます。町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、依然として生産資材の価格が高騰し、非常に厳しい経営状況が続いています。本町の農業がこの状況を乗り越えるためには、経営基盤の強化が求められています。

持続可能な畑作経営を推進するためには「土づくり」が非常に重要であり、足寄町農業協同組合が進めている「耕畜連携地力増進事業」を引き続き支援し、堆肥や発酵消化液の有効活用を促進してまいります。

また、北海道遺産でもあるラワンぶきの安定的な生産体制の維持と生産農家の負担軽減のため、ラワンぶき振興対策事業補助金として苗の生産費用の一部を、引き続き支援いたします。

畜産関係では、経営安定のために大家畜特別支援資金利子補給費などの制度や経営の安定と向上を図るために規模拡大等を行う畜産農業者に対する無利子の畜産振興資金の貸付を継続します。

「あしょろ和牛」の振興では、令和9年度に音更町と帯広市で開催されます全国和牛能力共進会北海道大会に向け、生産基盤の充実と担い手育成、ブランド力向上などの「あしょろ和牛生産基盤強化プロジェクト事業」に取り組んでいる、足寄町和牛生産改良組合に引き続き支援をいたします。

また近年、家畜伝染病が多発しており、牛馬の移動や出荷の制限、更には淘汰に至る場合もあり、生産農家にとって、経済的にも精神的にも大きな負担となることから、足寄町家畜伝染病自衛防疫対策協議会と連携し、家畜伝染病の予防と衛生対策の

強化を図ってまいります。

農業担い手対策につきましては、経営開始資金や新規就農志向者として研修される方への実習奨励金など、幅広い支援を行うとともに、経験の浅い経営者に寄り添った指導や助言等を、本町に新規就農した先輩農業者や関係機関と連携して取り組みます。

また、新たな担い手確保対策として、将来的に新規就農を目指す方を対象に地域おこし協力隊を募集します。酪農ヘルパー事業組合に派遣し、様々な経営形態の牧場で勤務することにより、幅広い知識と経験を積むことができ、新規就農志向者へスムーズな移行が図られることを期待しています。

基盤整備事業では、営農用水道の整備、及び草地整備を継続して進めるほか、必要な基盤整備について、道営事業の新規採択に向け、足寄町農業協同組合と連携して取り組んでまいります。

また、国の「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」「環境保全型農業直接支払交付金」の各制度を活用して、農業と集落を維持する取組を支援してまいります。

次に、ゼロカーボンと林業施策の推進について申し上げます。

本町は広大な森林面積と豊富な森林資源を有していることから、足寄町の強みである木質バイオマスの活用を柱とした脱炭素化に取り組むとともに、民間を含めた林業施策の推進を図ります。2050年までのカーボンニュートラル達成に向け、各種計画に基づき、具体的な施策の検討を進めてまいります。

林業振興では、将来にわたって森林の恵みを享受できるまちづくりを目指し、森林の有する多面的機能を発揮するために、森林施業の実施や森林保全を進め、健全な森林資源の維持造成を推進します。森林環境譲与税を財源とする森林環境整備事業は、

森林整備の推進、林業人材の育成と担い手確保等を柱に、適正な森林作業の実施と健全な森林資源の維持造成、町内産材の積極的なPRなど、本町の林業振興につながる取組を関係機関と連携して推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、特にエゾシカやヒグマの個体数が増加していると思われる、農作物等への被害が年々増加していることから、町内の一部地域で、カメラ搭載ドローン等による侵入経路の特定や食害行動等の実態調査を行い、足寄町農業協同組合、農業関係団体、猟友会足寄支部などと連携して、農業被害軽減のための対策について検討を進めます。

また、ヒグマの人里近くへの出没が増え、目撃情報等が多数寄せられていることから、この度策定した足寄町緊急銃猟対応マニュアルに基づき、各種備品を配備し、警察・猟友会・関係団体との連携の下、ヒグマの緊急銃猟に備えてまいります。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

物価高騰の長期化による消費者マインドの悪化や、人件費・原材料費の上昇等により、多くの事業者が厳しい経営状況にあることから、足寄町商工会や金融機関等と連携し、町内事業者の状況把握に努め、必要な対応を検討してまいります。経営継続に必要な取組を行う小規模事業者に対し支援する「小規模事業振興補助金」や、町内で新たに創業した事業者に対し、創業時と創業から一定期間経過後に支援を行う「創業及び持続化支援金」を本年度も計上しています。

また、物価高騰に対する町民負担の軽減と消費拡大による町内商工業者の支援を行うため、商工会が実施するスマートフォンを対象とした（仮称）銀河カードアプリのシステム導入とポイント付与を行う地域通貨発行支援事業に対して、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して

支援を行います。

また、消費者対策については、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、警察や消費者協会等と連携を図り、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組むほか、複雑多様化する相談内容に対応できるよう、相談体制の充実を図り、消費生活の安全を確保してまいります。

町に活気を与えるイベントの開催については、昨年も「足寄ふるさとラワンぶきまつり」と「足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会」に、町内外から多くの来場を頂いています。本年も実行委員会とともに内容等の検討を行い、更なる充実に努めてまいります。

雌阿寒岳・オンネトー地区の観光振興につきましては、昨年も多くの観光客が訪れ、合同会社ほとりが新たに運営を担ったオンネトー野営場休憩舎も多くの利用で賑わいました。今後も多くの方が訪れてみたいと思っただけの魅力ある観光コンテンツの充実に努めます。

また、昨年1月に発生した火災で浴場部分を除く大部分が消失した「山の宿野中温泉」につきましては、代表者から事業再建に向けた相談を受けており、町として支援を検討してまいります。次に、土木関係の事業について申し上げます。地籍事業につきましては、引き続き令和2年度着手の中足寄・螺湾・上利別の各一部地区について、土地の位置付けの明確化を進めてまいります。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、藤見橋の修繕工事を行うとともに、令和9年度以降の修繕に向けて、中足寄橋の調査設計や5年に一度実施する橋梁定期点検業務等を行い、長寿命化を図ります。

また、道路ストック修繕事業として、足寄白糠線の舗装路面の補修を行い、道路交通の安全を確保するとともに、総合計画に基づき、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事を行ってまいります。

公園事業につきましては、昨年度に里見が丘公園の園路整備が完了したことから、園内の案内板設置を行うとともに、都市公園については遊具等の保守点検結果に基づき、計画的な修繕を行い、公園施設の安全と機能の維持に努めてまいります。

次に、消防体制の推進についてですが、常備消防管理経費ではとちち広域消防事務組合負担金等を、非常備消防管理経費では主に消防団に要する経費を計上しています。

とちち広域消防事務組合の事業では、大規模災害対策として緊急消防援助隊全国合同訓練への参加、災害時等に一般携帯電話網を利用して公共機関内での通信を確保する通信公共安全モバイルサービスの導入を進めます。またマイナ救急実証事業、AI音声認識会議録作成システムと職員採用管理システムの導入を図り、消防DXの推進に努めます。そのほか、常備消防管理経費では、消防庁舎の受変電設備について、停電などの電気事故を未然に防止するために更新工事を行います。

非常備消防管理経費では、第1分団（市街地）の小型動力ポンプ付水槽車を更新し、防災体制の強化と地域住民の安全確保を図ります。

また、中足寄消防団詰所の屋根塗装工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、消火栓3基の更新を行います。

消防体制については、出動計画に基づく消防部隊の適正な運用に努めるとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と、装備の充実を図り、消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災を減らすためには一人一人の防火意識が重要なことから、年間を通して啓発を行い、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、高齢化による救急出動件数の増加と救急業務の高度化に対応するため、救急隊員の教育訓練を充実さ

せ、より質の高い救急業務を推進するとともに町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

引き続き、町民の安全安心を確保するため、消防署、消防団と関係機関が連携して、地域の実情や社会情勢に対応した消防行政の推進に努めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。異常気象による大雨や大規模地震、火山噴火、大規模停電等の災害に備えるため、引き続き災害対応に必要な予算を計上するとともに、大規模災害発生時等における通信手段の確保を目的に、衛星通信サービス「スターリンク」を新たに導入するなど、防災資機材の増強等を行ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設置目的に沿い、簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

国民健康保険事業特別会計につきましては近年、北海道に納める国民健康保険事業費納付金の額が低下してきています。

被保険者数の減少やコロナ禍以降の景気後退によって本町の負担割合が低下したものと考えられます。

令和8年度当初予算においては、物価高騰等による不測の経済情勢・税収減に備えた予算編成となっています。

令和12年度に予定されている全道での標準保険税率の導入に向け、保険税率の段階的な移行、納付金財源の安定確保、年度間の税負担の平準化を図る調整財源としての基金を一定量確保するためにも、計画的に税率改正を行い、国民健康保険制度が被保険者にとって、安心して医療機関を受診でき、地域の医療を支える制度として役立てるよう努めてまいります。

簡易水道特別会計につきましては、引き続き、適切な施設の維持管理を行い、安全安心な水の供給に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、令和

8年度が第9期介護保険事業計画の最終年度となります。これまでの実績を検証し、第10期介護保険事業計画を策定してまいります。

介護サービス事業特別会計につきましては、昨年11月から新たな特別養護老人ホームでの運営が始まりました。引き続き利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、健康保持や安全で安心して生活が送れる施設づくりを進めてまいります。

今後、経営改善を進めるために、人材確保による稼働率の向上と経費節減を進めるための方策等の検討を進めます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、引き続き、安定した制度運営のため北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図ってまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係部署が連携し、個々の状態に応じた疾病予防や重症化予防、生活機能の向上を図るための取組を進めてまいります。

資源ごみ処理等事業特別会計につきましては、銀河クリーンセンターが、施設整備後20年以上経過したことから、計画的な設備更新を進めてまいります。適切な時期に設備を更新し、長寿命化、経費節減を図るとともに、ごみ処理に関する諸課題について本別町、陸別町と連携して対応してまいります。

次に、企業会計について申し上げます。上水道事業会計につきましては、安全安心な水道水の安定的な供給を図るために、老朽管路の更新と道路整備工事に伴う配水管移設工事を行います。

下水道事業会計につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ所の機能維持を図るため、実施設計を行います。

既設污水管につきましては、高圧洗浄や

カメラ調査を計画的に進め、適正な維持管理を行ってまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてですが、現在常勤医師5名が在籍していますが、安定的な診療体制が図られていますが、看護師や医療従事者の人材確保・定着については依然として課題となっていることから、引き続き重点的に取り組んでまいります。

人口減少やコロナ禍以降の受診動向の変化、さらに物価や人件費の上昇が追い打ちをかけ、現下の病院運営は非常に厳しい局面に置かれていますが、町内唯一の入院病床を有する救急告示医療機関として、24時間365日、必要時にいつでも安心して医療が受けられる体制を維持していくことは、近隣の中核市まで車で片道1時間以上を要する地域性や、高齢化率の高い本町にとって町民の命と健康を守るために無くてはならないものと考えております。

そのため、必要とされる医療提供体制の確保に努めるとともに、町民の皆様が安心と信頼をもって受診していただけるよう、良質な医療の提供はもとより、病院スタッフの接遇の向上についても、最大限の努力をしてまいります。併せて、医療機器の計画的な更新、施設の維持・補修等を行うとともに、研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域医療教育の研修施設としての役割を担うことで、院内の活性化を図っていきます。

また、持続可能な病院運営のために、昨年8月より公立病院の経営改善に確かな実績のある病院経営支援アドバイザー事業を導入し、国保病院の抱える課題や住民ニーズの把握に努めてまいりましたが、令和8年度につきましても引き続きアドバイザーの力を借りて、経営改善と町民の皆様からの信頼獲得のための取組を進め、病院理念である「いたわりと思いやりの心を持ち、やすらぎに満ちたぬくもりのある病院づくり」を、職員一丸となって目指してま

います。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げましたが、今回の予算編成に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源につきましては町税、地方交付税等において不透明な部分が多いものの、過大にならないように算定し、限られた財源の効率的配分や国の補助制度等を可能な限り活用し予算編成を行いました。

申し上げました内容を主として令和8年度の予算を編成いたしました結果、各会計の予算案規模は、一般会計が109億9,211万9,000円、前年度当初比1.0%減、特別会計の計が24億4,677万7,000円、前年度当初比41.0%減、企業会計の計が22億4,423万円、前年度当初比4.2%増、合計が156億8,312万6,000円、前年度当初比9.9%減となりました。大型事業の特別養護老人ホームの建替えが終了したものの、物価高騰が続き、様々な物の価格が上昇し、経常経費が年々膨らんでおり、また、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「地域通貨発行支援事業補助金」や「高齢者エアコン購入支援事業補助金」等、地域の消費拡大による生活者と事業者の支援事業の実施などにより、一般会計においては前年度当初予算と同程度の予算規模となりました。

一般会計の歳入では前年度当初比で、町税は0.1%増の9億6,337万7,000円を、地方交付税は1.1%増の48億9,162万9,000円を、基金繰入金は財政調整基金や減債基金など8基金から0.2%減の12億1,673万2,000円を計上しました。

また、町債においては例年どおり辺地対策事業債を始めとした財政上有利な起債を見込み、道路橋梁の整備、小中学校、総合体育館及び子どもセンターの照明LED化事業や、総合体育館の空調設備整備工事等

の財源として、前年度比23.7%減の10億9,520万円を計上しています。

以上、令和8年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申し上げました。

引き続き、限りある財源を効果的に活用し、健全財政の堅持に努め、簡素で効率的な行財政運営と働き方改革を進める一方、町民の皆様との対話を大切にして、誰もが「住民に優しい役場」と感じていただけるよう、議会との連携のもと、協働のまちづくりを進めてまいり所存でありますので、町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上、行政執行方針とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） ここで、11時10分まで、休憩といたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（高橋秀樹君） 次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 東海林弘哉君。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しを頂きましたので、令和8年第1回定例会の開会に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

この数年、VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）という言葉が注目されてきましたが、現在はBANI（脆弱、不安、非線形、不可解）の時代と言われており、全世界で見られる複雑化・多様化する問題の解決が、非常に困難な状況です。

このような中だからこそ、私たちは将来を見据え、SDGsや、そのための教育・ESDの理念に則った問題解決的な学習や、探求的な学習活動を重視し、持続的な成長を目指す必要があります。

同時に、子供たちをはじめ、町民一人一

人が心身や社会的に良い状態であるウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

また、不易と流行を見極め、「デジタル」と「リアル」のバランスをとり、全ての教育段階において連続性、一貫性を持つとともに、社会のニーズに沿った教育を大切にしていくことも重要です。

そして、幅広い世代と連携、協働し支え合える「人づくり」の推進は、本町における喫緊の課題です。そこで、足寄町教育委員会といたしましては、足寄町第7次総合計画及び第6次足寄町教育振興基本計画などを基底に据え、豊かな循環型生涯学習のまちづくりを目指して教育行政を推進してまいります。

以下、学校教育と学校教育以外の生涯学習教育、高等学校振興の推進について、主な施策を申し上げます。

一つ目は、学校教育の推進についてです。

昨年、文部科学省の中央教育審議会から、次期学習指導要領（令和12年度の小学校から順次実施予定）改定に向けての論点整理が公表されました。

この教育の設計図と言える内容には、様々な課題を受けて、「今」の教育の質を向上させるヒントも凝縮されています。まずは町内教職員が、この「論点整理」を理解する機会を年間を通して設定していく予定です。

その上で、「子供たち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」については、SDGsやそのための教育・ESDの推進に向けた体験的な学習活動や問題解決的な学習、自らの意見を表明する機会を重視し、健康でたくましい体、豊かな人間性を基盤とした新しい時代に必要となる資質能力を育成してまいります。

特に、町内小中学校における教育課程の連携・充実、検証改善サイクルの実質化、迅速化に取り組んでまいります。

また、1人1台端末を効果的に活用して、「主体的・対話的で深い学び」を実現する「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を小・中・高で連携・協働して図ってまいります。

本年度からは、高校までの12年間、連携して英語活動に取り組み、国際理解を深めグローバルな人材を育成できるよう、小・中学校にAI英会話ツールを導入します。

次に、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」ですが、本町ではこれまでも教育への様々な支援を実施してまいりました。本年度も就学に関わる経済的支援を継続し、多様な学習機会を提供してまいります。

いじめ、不登校への対応や関係機関と連携した児童生徒への支援、安全教育についても組織的に行ってまいります。特に、各学校においては、自律型マネジメントを展開し、心理的安全性を確保するためにも、「人づくりの町構想」を生かした人材育成、働き方改革や不祥事防止といった喫緊の課題にも、しっかり向き合ってまいります。

年々増加傾向にある不登校については、保護者や関係機関との連携を図るとともにICTを活用し、引き続き一体的な取組を推進できる環境整備に努めてまいります。

その他、国語力を高め表現力・創造力を身に付けさせる読書活動の推進、教育相談の機能を生かした道徳教育や道徳科の充実、キャリア教育、SNS等の情報モラル教育の徹底、栄養教諭と連携した食育の充実、体力向上にも、確実に取り組んでまいります。

きめ細かな複式教育や教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育は、教育の基本となるものです。一人一人の子供たちを大切にした取組を推進します。

二つ目は、生涯学習の推進についてです。『「学ぶ・育てる・ささえあう」笑顔

あふれるまちづくり』を基本理念とした第6次足寄町教育振興基本計画を踏まえ、「地域と歩む持続可能な教育の実現」として、本町ならではの生涯学習社会の実現に向けた学校を核とした家庭教育や、社会教育等の充実を図ってまいります。

特に、活力ある地域づくりを推進するために、コミュニティ・スクールと、地域学校協働活動による「人的ネットワーク」の絆を基盤として、「こどもまんなか」を合言葉に家庭や地域の諸課題を主体的・協働的に解決していけるよう、多様で包摂的な組織体系を目指したいと考えています。

そのためには、検証・改善サイクルを生かした柔軟な事業の展開による世代を超えてウェルビーイングが循環していくという環境の整備が大切です。

具体的な事業としまして、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会「すくすく」、人間形成の基礎が培われる青少年教育、SDGs・ESDを踏まえた自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」において、多様な活動を推進します。

また、成人向け事業や高齢者向けの100年塾「生きがいスクール」等、豊かな学び合いを支援してまいります。

本年度も地域の教育機関である「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄」「九州大学北海道演習林」、本町の象徴的な学術施設である「足寄動物化石博物館」との連携を強化してまいります。

生涯学習施設、とりわけ図書館につきましては、情報センターや町民の憩いの場としての機能強化を目指すとともに、「読書」や「手書き」が見直されている現状を踏まえて、関係機関との連携のほか、魅力ある事業の在り方を検討し、活動の充実を図ります。

体育・スポーツの振興では、中学校部活動の地域移行の取組を契機として、指導者の育成や指導体制の整備、地域クラブ設立の準備を着実に推進します。

さらに、東北部3町との連携も重視してまいります。

これら生涯学習に関連した事業や関係機関をネットワーク化し、組織的・体系的に機能して持続的な活動となるような展開を目指します。

三つ目は、足寄高等学校教育の振興についてです。足寄高等学校の存続・2間口確保に向けた取組につきましては、令和10年度から予定している道外募集に向けた準備も併せて、足寄高等学校振興会等関係団体と連携・協議し、特色化・魅力化の取組を支援してまいります。

本年度も小・中・高等学校の連携・協働をはじめ、主体的に課題に向き合う力を身に付けさせる「総合的な探求」への援助も継続してまいります。海外研修派遣事業等これまでの振興策を継続するのはもちろん、一つ一つの事業の価値を高められるよう、小・中学校教育活動との接続も強化してまいります。

令和9年度から実施予定の短期留学制度の準備についても、町として確実に後押しし、「9つの支援」を「10の支援」にバージョンアップしていく予定です。

以上、令和8年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

**○議長（高橋秀樹君）** これで、行政執行方針を終わります。

## ◎ 報告第2号

**○議長（高橋秀樹君）** 日程第6 報告第2号専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

**○総務課長（佐々木康仁君）** ただいま議題となりました、報告第2号専決処分の報

告について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年1月28日付けで下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

令和7年9月12日に議会の議決を経ました、橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事請負契約につきまして、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額の変更をするため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（柏倉中央橋）工事です。契約変更の原因は、契約条項第18条、第19条及び第25条に基づくものでございます。

変更事項は、3の契約の金額で、変更前の請負金額5,094万1,000円から107万8,000円を増額し、契約金額を5,201万9,000円とするものでございます。

なお、本件につきましては第1回臨時会におきまして1回目の変更をさせていただき、今回が2回目の変更となります。

今回の増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額でないため、指定事項に基づき専決処分を行っております。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 報告第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第3号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書の4ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第3号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和7年11月15日から令和8年2月9日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により、御報告する工事又は製造の請負は、5ページに添付しております別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、御報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

### ◎ 議案第5号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第5号 足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）の策定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 赤間恵一君。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 議案書6ページをお開きください。

ただいま議案となりました、議案第5号 足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令

和 8 年度～令和 1 2 年度）の策定について、提案理由を御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条の規定により、足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）を別冊のとおり定めたく、議会の議決をお願いするものでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年に公布され、有利な起債であります過疎対策事業債を借入れする場合につきましては、市町村計画を策定し、そこに掲載されている事業であることが前提とされていることから、現在、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする足寄町過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、持続可能な地域社会の形成等に向けた取組を進めているところですが、令和 8 年度以降の市町村計画策定の指針となる北海道過疎地域持続的発展方針（令和 8 年度～令和 1 2 年度）が策定されたことから、本町におきましても新たな計画を策定しようとするものでございます。

概要について、申し上げます。別冊の計画をお開きください。

基本的な事項といたしまして、印字されているページとペーパーレス会議システムのページで相違が生じていますことから、ペーパーレス会議システム上のページで申し上げます。

6 ページから足寄町の概況、7 ページ下段から、人口及び産業の推移と動向、8 ページ下段から行財政の状況、10 ページ中段に、地域の持続的発展の基本方針を記載しており、それぞれ直近の数値への置き換え等をしております。

10 ページ下段からは、地域の持続的発展のための基本目標を記載しており、人口に関する目標につきまして、令和 6 年度に策定した第 3 期足寄町創生総合戦略と整合を図っております。

11 ページ中段では、計画期間を令和 8

年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 か年と定めております。

地域の持続的発展のために実施する施策といたしましては、11 ページ下段から、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、15 ページから産業の振興、23 ページ中段から地域における情報化、25 ページから交通施設の整備、交通手段の確保、28 ページ中段から生活環境の整備、34 ページ上段から子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、41 ページ下段から医療の確保、43 ページ中段から教育の振興、50 ページ中段から集落の整備、52 ページ上段から地域文化の振興等。53 ページ下段から再生可能エネルギーの利用の推進、55 ページ上段からその他地域の持続的発展に関し必要な事項について具体的な方策を記載するとともに、第 7 次総合計画を基本に持続可能な地域社会の形成等に向けた事業や、過疎対策事業債の対象とする可能性がある事業を計上させていただいているものでございます。

また、システム上のページ 58 ページからの過疎地域持続的発展特別事業の事業計画は、過疎地域の持続的発展に特に必要なソフト事業について、特別に過疎対策事業債を財源とすることが認められることから、この特別分とする可能性がある事業を抜き書きしております。

なお、本計画につきましては、町民等の意見を反映させるため、令和 7 年 1 2 月 2 3 日から令和 8 年 1 月 9 日までの期間、本町のホームページに掲載し、意見の公募、いわゆるパブリックコメントを実施いたしましたが、意見等はございませんでした。

その後、1 月 1 5 日付けで北海道へ正式協議を行い、2 月 4 日付けで同意を得ております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）の策定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第6号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第6号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町地域支え合いセンター外2件）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高齢者支援課長 林 俊英君。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 議案書の7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第6号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番、公の施設の名称でございますが、

（1）足寄町地域支え合いセンター、

（2）足寄町認知症対応型共同生活介護事業所、（3）足寄町生活支援長屋でございます。

2番目の指定管理者となる団体の名称でございますが、足寄町南6条2丁目7番地、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会で、代表者は会長の星崎隆雄様でございます。

3番目の指定期間でございますが、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

今回指定期間をこれまでの5年間から3年間に短縮した理由といたしましては、地域共生政策自治体連携機構に設置されました、地域ケアサービス再生存続自治体協議会に、小規模・地域共生ホーム型CCRCも視野に、医療・介護・福祉サービスの再構築について令和11年第1四半期にサービス提供開始として提案をしております、そのスケジュールに合わせたものでございます。

次に、指定管理者の選定経過について申し上げます。

指定管理者の候補者の選定方法についてであります。町が推進している「医療と介護・保健・福祉の連携システム」を機能させるための拠点として円滑な管理運営をするには、町と緊密な連携が必要であり、営利を目的としない組織であることが望ましく、施設開設当初から本施設の指定管理を受託しており、管理運営実績、人材、ノウハウを持っている団体が一括管理することで円滑な事業の実施が図られることなど、当該施設の性格及び機能が一般公募に

適さないと判断されることから、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補を選定することとし、指定管理者の候補者として社会福祉法人足寄町社会福祉協議会と協議を行うことといたしました。

同法人は、昭和52年に法人認可を受け、介護保険事業や地域福祉に関する事業等を行っており、町の福祉施策においても重要な役割を果たしていただいております。

また、同法人とは、現在受託している施設の運営をどのように充実させるかを重点として事務レベルの協議を重ね、協定の内容、リスク負担等について基本合意が得られたものでございます。

管理経費につきましては、3年間で合計2億6,684万8,000円を予定しております。

なお、令和7年度までは介護保険事業の施設となります小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所については、独立採算制としてきましたが、今回からはこれらの介護保険事業の施設も含めての管理経費となっております。

次に、指定管理者の募集等についてありますが、令和8年1月19日に社会福祉法人足寄町社会福祉協議会から指定管理者の申請書の提出があり、受理したところであります。

選定委員会は令和8年2月9日、副町長を委員長に6名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由であります、1点目としまして、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人で、町内の地域福祉を推進する中核的組織であり、利

用者の平等利用の確保や町と緊密に連携して事業を実施できる。

2点目として、町内の福祉サービス事業に精通しており、デイサービス事業や訪問介護事業等を実施しているノウハウを活用し、当該施設の効用を最大限に発揮でき、運営及びサービスの向上について町と協力して積極的に取り組む姿勢を持っている。

3点目として、当該施設の管理運営を適切に行ってきた実績からも、管理を安定して行う物的能力、人的能力を十分に有していると判断できる。

4点目として、当該施設の管理運営実績から見て、経営状況、財務状況ともに問題ない。このような理由から選定されたところでございます。

選定委員会の選定結果を踏まえ、本町の重点施策である医療と介護・保健・福祉の連携システムを機能させるための拠点となる、当該施設の指定管理者候補者として社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が最適であるものと判断し、本議会に提案させていただいているところでございます。

次に、資料といたしまして添付しております足寄町認知症高齢者グループホーム及び足寄町生活支援長屋指定管理者基本協定書（案）の概要について、御説明申し上げます。

まず8ページ、第1章の総則であります、本協定の目的、指定管理者の指定の意義等について規定しております。

9ページからの第2章では、本業務の範囲と実施条件について、足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例、足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例、及び足寄町生活支援長屋及び管理に関する条例に基づき実施する業務の範囲等、業務実施条件を規定しております。

第3章では、本業務の実施について、本業務を実施する上で関係法令等の遵守、管理施設の修繕等、緊急時の対応、情報管理

等を規定しております。

10 ページ、第4章では、備品等の扱いについて、町の備品、及び指定管理者が調達する備品等を規定しております。

第5章の業務実施に係る甲の確認事項については、町が指定管理者に事業計画書及び事業報告書等の提出を求め、事業実施状況の確認を行い、その結果条件を満たしていないときに、改善勧告をする規定としております。

第6章の指定管理料及び利用料等については、指定管理料の支払いや変更、利用料等を指定管理者の収入とすること、利用料金の決定について規定しております。

第7章の損害賠償及び不可抗力ですが、事故等の発生に伴う損害賠償が生じた場合や、大雨洪水、地震発生の場合など、不可抗力による被害等が発生した場合のリスク負担等について規定しております。

12 ページ、第8章では、指定期間の満了について、業務の引継ぎ、原状回復の義務、備品等の扱いについて規定しております。

第9章では、指定期間満了以前の指定の取消しについて、町及び当指定管理者それぞれが規定を取り消す場合について、規定しております。

14 ページからは用語の定義、管理物件、リスク分担表、個人情報取扱特記事項について規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

なお、事業実施に当たって、本協定書に基づき本議会に指定管理料の債務負担行為補正予算を計上しております。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋秀樹君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番進藤晴子君。

**○10 番（進藤晴子君）** すみません、総務なのでお話を聞いてなかったのですが、ちょっと理解ができなかったのですが、もう一度説明願いたいのですが、要は、むすびれっじの中に入っていたものが、私は、お金のことも社協がやっていると勘違いしていたのですけれども、そうではなくて、独立採算制でそれぞれやっていたものを、今回一緒に社協がするということですか。もう1回説明していただいてよろしいでしょうか。

**○議長（高橋秀樹君）** 高齢者支援課長、答弁。

**○高齢者支援課長（林 俊英君）** 早口で申し訳ありませんでした。

むすびれっじの施設の管理ですけれども、こちらについては、施設が開所した当初から足寄町社会福祉協議会に指定管理をお願いしているところではございますが、今回、令和8年度からの指定管理者の指定に当たって、今までは足寄町の地域交流施設と生活支援長屋の2施設の部分については指定管理料が発生していたんですけれども、今回令和8年度からについては、そのほかに足寄町の小規模多機能型事業所と、グループホーム、介護保険施設もむすびれっじの中にはございまして、そちらの管理経費も指定管理料の中に含めて、指定管理者として、社会福祉協議会にお願いしたいという趣旨で、お話をさせていただいたところでございます。

**○議長（高橋秀樹君）** 10 番進藤晴子君。

**○10 番（進藤晴子君）** すみません、ちょっと飲み込みが悪くて。

要は、その二つの部門を、今までは、私が思っていたのは社協がやっていると思っていたのですけれども、お金のことは独自でやっていたということですか。それとも町がやっていたということですか。

**○議長（高橋秀樹君）** 高齢者支援課長、答弁。

○高齡者支援課長（林 俊英君） 今、進藤議員がおっしゃられたとおり、介護保険施設の部分につきましては、今までは指定管理料の料金は発生せずに、それぞれ介護報酬の中で、やりくりをしていたということでございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 何となく分かりました。

それで、今回一緒にまとめて、社協で指定管理の中に納めるということの一番のメリットというのは何でしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 高齡者支援課長、答弁。

○高齡者支援課長（林 俊英君） 今の社会福祉協議会も含めて、介護保険事業所も、運営が物価高騰や人件費の上昇ということで大変厳しい状況にございまして、令和7年度でいきますと、小規模を含めた介護保険事業の方々に補助金という形で、9月の補正予算で議決を頂いたところでございますが、今後そういった部分が、この指定管理料という形で、3年間というふうに今回提案させていただいていますが、見るということであれば、安定して、社会福祉協議会さんが指定管理者に議決されれば、運営が行われるというメリットがあるかというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） お金のことは、介護のほうは分かりました。大変苦しい中で、こうすれば指定管理料をもらって運営していけるということですね。

そのほかに、何かメリットがありますか。お金のこと以外で。

○議長（高橋秀樹君） 高齡者支援課長、答弁。

○高齡者支援課長（林 俊英君） 経営的な部分のメリットが大半になると思います。安定して運営することによって、当然

利用者の方々も、3年間事業が経営的に、金銭的に担保されるということで、利用が確保されるということの安心感もございすし、働いている職員にとっても、経営がしばらくこの指定管理料の中で見るということであれば、事業者としてのメリットも大きいのかなと。離職防止とか、あるいは経営の安定性ということである、非常に大きい部分かなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。医療と介護の連携プレーというのですか、足寄はやっているわけですが、そこが何か、いろいろな意味で揺らいでいる、お金の問題もあります。そうすると、人の流れもうまくいかなくなってくるという、そういういろいろな問題が今少しずつ出始めているというか、顕在化してきているような状況だと思うのですが、そこを利用される方であるとか、そういう人たちのメリットっていうのは、今回のことをすることによって、変わりはしないですか。そこは経営の問題だけということですね、改善されるのは。

○議長（高橋秀樹君） 高齡者支援課長、答弁。

○高齡者支援課長（林 俊英君） 今、進藤議員がおっしゃられたとおりだというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 再確認です。経営ということですね。

○議長（高橋秀樹君） 高齡者支援課長、答弁。

○高齡者支援課長（林 俊英君） そのとおりでございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 特に、今までは独立採算であったと。例えばむすびれっじの小規模多機能は、過去は黒字でやっていましたよね。急に赤字になってしまった。いろいろな人件費の高騰とか、いろいろなものがあって高騰してしまったと。それで、その分を町が補填するために、いわゆる指定管理料を上げたのですか。指定管理料はあまり上がっていないような気がしたのですけど、どうでしたか。前回の指定管理料から。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○議長（高橋秀樹君） 指定管理料につきましては、令和8年度で言いますと、8,043万1,000円ということで、これから当初予算の計上を予定しておりますが、こちらにつきましては例えば令和7年度の指定管理料が4,434万8,000円ですので、それに比べると、2倍近くになっているということですので、変わっていないというよりも上がっているかなというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 分かりました。それでもそのぐらいの増加で、経営が安定していくのかどうか、非常に私は不安なのですけれども、その辺の見通しを担保できるのかどうか、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 今回、1月19日に社会福祉協議会から出されました、指定管理の申請書の金額と、町のほうの試算した部分の比較でも、こちらの金額、今回提案する額が社会福祉協議会が出された申請書の金額に基づいて算出しておりますので、こちらについてはこの金額で運営できるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） もしも指定管理料で賄い切れないということになれば、やはり再度補助金を出さなきゃいけないというような、そういう状況に追い込まれる可能性はどうですかね。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） もちろん今後の人件費や物価の高騰、あるいは介護報酬が令和8年度も臨時改定されますが、令和9年度が本格的な3年ごとの改定ということもございますので、その改定状況によってはこの指定管理料で経営が賄えるかどうかというのは、もちろんはっきりはしない部分もございますので、もしもそのような事態が発生しましたら、社会福祉協議会がもしも指定管理者として今回議決されれば、選ばれた指定管理者の方々と協議してどうするか考えていきたいと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 6番高橋健一君。

○6番（高橋健一君） 不安な気持ちが残りますけれども、頑張っていたきたいと思えます。以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第6号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町地域支え合いセンター外2件）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第6号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について(足寄町地域支え合いセンター外2件)の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第7号

○議長(高橋秀樹君) 日程第10 議案第7号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について(足寄町営温泉浴場)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長(金澤眞澄君) 議案書21ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第7号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町営温泉浴場でございます。

2、指定管理者となる団体は、住所、河東郡音更町木野西通8丁目3番地9。団体名、株式会社オカモト。代表取締役、岡本謙一氏でございます。

3、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、指定管理者の指定経過等について、御説明申し上げます。民間事業者の持つノウハウを活用し、多様化するニーズへの対応、住民サービスへの向上及び管理コストの軽減と、施設の効率的な運営を目的

とし、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条に基づき、公募を行うこととしました。

なお、公募に当たりまして管理経費を指定期間5年間の上限として1億3,983万円以内としています。

また、足寄町営温泉浴場は開設当初より営業時間を午後1時から午後8時までとしましたが、令和5年度、令和6年度の利用状況から、営業時間の延長を検討した結果、日照時間が長く観光客の需要が見込まれる、5月から10月までの間の営業時間について1時間延長し、午後9時までとしております。

令和7年11月14日から12月12日までの期間で募集をした結果、1法人からの申請がございました。

令和7年12月19日、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定管理者選定委員会が、足寄町副町長を委員長に6名の選定委員の出席をもって開催され、審査基準に照らし総合的に審査した結果、株式会社オカモトが指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由であります。1点目として、株式会社オカモトはこれまでも利用者の平等な利用の確保を実施しており、ホームページによる施設の情報や混雑情報の発信など、利用者の利便性の向上に努めていることから、今後もサービス向上、施設の利用促進を期待できる団体である。

2点目として、これまでに他の温泉浴場を初めとする公共施設の管理運営をしてきたノウハウを活用し、当該施設の運営及びサービスの向上について、積極的に取り組む姿勢がある。また、管理経費においても、町が積算した金額以内に抑えられている。

3点目として、令和5年度から足寄町温泉管理運営を適切に行ってきた実績があることから、当該施設の管理を安定して行う

物的能力、人的能力を十分に有していると判断できる。

4点目として、他業種経営を行い、不況時にも強い経営体質が培われており、これまでの当該施設の管理運営実績から見て、足寄町営温泉浴場を運営する能力があると判断できる。このような理由から、選定されたところでございます。

選定委員会の結果を踏まえ、足寄町営温泉の指定管理者候補者として、株式会社オカモトが最適であると判断し、本議会に提案させていただいたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書（案）の概要について、御説明申し上げます。

22ページを御覧ください。第1章の総則では、本協定の目的、23ページにて指定管理者の指定管理期間などを規定しております。

第2章では、業務の範囲と実施条件を、第3章では業務の実施等について、24ページ、第4章では備品の取扱いを、第5章では事業計画について、25ページ、第6章では、指定管理料及び入浴料等を規定し、第7章以降においては、その他協定に必要な項目について規定しております。

28ページからは管理物件、リスク分担保、個人情報取扱い、特記事項を規定し、最後に仕様書を添付させて頂いております。

なお、事業実施に当たって、指定管理料の債務負担行為の補正予算を計上させていただいております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めま

す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町営温泉浴場）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第7号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町営温泉浴場）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 3分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

## ◎ 議案第8号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第8号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町学習塾）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

○教育次長（丸山一人君） ただいま議題となりました、議案第8号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

33ページをお開きください。足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次の

とおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目として、公の施設の名称は、足寄町学習塾でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、東京都港区六本木6丁目10番1号、六本木ヒルズ森タワー37階。団体名、株式会社バース47。代表者、代表取締役高橋宏幸氏でございます。

3、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

指定管理者の選定理由につきまして、応募のありましたバース47は、1点目として平成27年10月から現在まで、指定管理者として足寄町学習塾の管理運営に当たり、公設民営による高校生の学力向上を目的として、利用者の平等利用が確保され、学力の向上が十分に図られている。

2点目として、独自にPR用のポスターやパンフレットを作成し、足寄高校をはじめ各種施設に掲示するなど、利用者数増に向けた取組を継続して行うことで、足寄高校生の約7割が通うなど、高い利用率を維持し、足寄町の風土や足寄高校生の気質、生徒間の大きな学力差を理解しており、将来の地域を担う人材育成といった観点を踏まえ、効率的、かつ効果的に施設を活用できる。

3点目として、個別指導方式の学習塾を13か所、公設民営塾を14か所運営するなど、経験豊富なスタッフと多くのノウハウを持ち、学習塾のほかにも、幼稚園、スポーツスクール、住宅エクステリア製品の販売・施工などの事業も行うなど、経営が安定している。

4点目として、高校及び、町が開催する実務者会議をはじめ、連携体制の構築に積極的に参画し、生徒の多様な進路希望にこたえられる現在の体制に至っている。

以上のことから、これからも同様の施設運営が期待できるところでございます。

管理を行わせる期間は、平成27年度から当該施設の指定管理を受託している実績から、令和8年度から令和12年度までの5年間が適当と判断しております。

なお、指定管理者選定委員会は令和8年2月9日、足寄町副町長を委員長に6名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし、総合的に審査した結果、株式会社バース47が指定管理者の候補として選定されたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書（案）について御説明を申し上げます。

内容は、前回の協定書とおおむね同一の内容となっております。

34ページを御覧ください。第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、指定期間などを規定しております。

35ページになります。第2章では、業務の範囲と実施条件を、第3章では、業務の実施等について、36ページ、第4章では、備品等の取扱い、第5章では事業計画について、37ページ、第6章では、指定管理料及び利用料等を規定し、第7章以降においては、その他協定に必要な項目について規定しております。

41ページからは管理物件、リスク分担表、仕様書、最後の44ページは、個人情報取扱特記事項について規定しております。

なお、事業の実施に当たって、本協定書に基づき本会議に指定管理料の債務負担行為の補正予算を計上しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 仕方なく賛成する、賛成討論です。

これから5年間またやるということで、今年の予算も1年間3,663万円もかけている。これは、費用対効果としてどうなのかと。

北大へまだ1人も入ってない。私が高校生のときは、毎年各学年1人ぐらいいは、北大に入って、東京大学に行った人たちも開關以来2人いる。それなのに、こんな大きな金額をかけて、1人もそういうところに行っていない。これ、ちょっとまずいのではないかと。

私はやはりちゃんと教員免許を持った人が定年退職してから、そういう人たちを雇用させていただいて、生徒たちの勉強の面倒を見てもらうという、そういう形でもっと安く効率的にやっていったらいいのではないかと。

これから5年間、また契約するということで、この5年の間にもっと、効率のいいことを考えていってほしい、という願いを込めて賛成します。

○議長（高橋秀樹君） 他に、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町学習塾）の件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町学習塾）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第9号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第9号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 議案書46ページを御覧ください。

ただいま議題となりました、議案第9号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、マイナンバーカードを使用しコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末から印鑑登録証明書の交付を受けることができるサービスを開始することに伴い、この条例の一部を改正するものです。

改め文の朗読は省略させていただき、改正内容について御説明させていただきます。

現行の条例では、印鑑登録の証明を受けようとするときは必ず印鑑登録証の提示を必要としています。が、コンビニエンスストア等での交付では、マイナンバーカードを登録者認識カードとして利用するため、印鑑登録証の提示が不要となります。

役場窓口で印鑑登録の証明を受ける方の利便性向上のため、印鑑登録者が自ら申請する場合で、確実に本人の意思に基づくものであることを確認したときには、マイナンバーカードを提示することにより、印鑑登録証の提示を省略できるよう、改正するものでございます。あわせて、文言の修正

など所要の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行されるものでございます。

４７ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番進藤晴子君。

○１０番（進藤晴子君） 大変便利になると思うのですが、本人がもしコンビニ等に行けなくて代理人が行く場合、そのときは、委任状か何かが必要になるのでしょうか。本人の意思に基づくものであることと書いてあるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 本人以外の代理人が印鑑証明書を希望する場合は、従来どおり印鑑証明書の手帳を出していただいて委任状を必要とするものです。マイナンバーカードの場合は、あくまでも本人が来た場合ということです。

○議長（高橋秀樹君） １０番。

○１０番（進藤晴子君） 今までは役場でよく御夫婦で、私も主人のをよく取りに行ったりするのですが、委任状は必要なく、印鑑登録証だけだったような気がします。違いますか。委任状も必要ということなのですね。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 申し訳ありません。印鑑証明書の登録証の場合は委任状をなくても交付できます。

○議長（高橋秀樹君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第９号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第９号足寄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第１０号

○議長（高橋秀樹君） 日程第１３ 議案第１０号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ４８ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第１０号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国が進める地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、町の住民基

本台帳に記載されていない方、住登外者の情報を庁内の情報システムにおいて適正に管理し、マイナンバーを利用した特定個人情報との連携を図ることについて必要な規定を整備するため現行条例の一部を改正するものでございます。

４８ページの改め文の朗読は省略させていただきますして、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、４９ページをお願いいたします。

まず、主な改正内容について申し上げます。

まず、第２条による改正につきましては、用語の定義を追加するものでございます。

（７）として、町の住民基本台帳に記載されていない方に対して、固有の番号を付番し管理する住登外者宛名番号管理機能と、（８）として、それによって管理される住登外者宛名情報の定義を追加しております。

第４条による改正につきましては、町長または教育委員会が法律で定められた事務やそれに準ずる事務を処理するために必要な限度において、自らが保有する住登外者宛名情報を利用することができることと規定しております。

別表第１から第３関係では、第４条の規定に関連し、住登外者宛名情報を利用提供等ができる具体的な事務等につきまして、４９ページから５１ページの別表に追加してございます。

４８ページにお戻りください。附則におきまして、この条例の施行日を令和８年４月１日からと規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

**○議長（高橋秀樹君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１０号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（高橋秀樹君）** 全員の起立です。

したがって、議案第１０号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第１１号

**○議長（高橋秀樹君）** 日程第１４ 議案第１１号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

こども・健康課長 石川建祐君。

**○こども・健康課長（石川建祐君）** 議案書５２ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議題第１１号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の改正に伴い創設

された、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て世代に対し家庭の働き方にかかわらず柔軟に利用できる通園機会を提供することを目的とした制度です。

具体的には、就労要件を問わず0歳6か月から3歳未満で認定こども園等に通っていない子供を対象に月10時間まで通園利用が可能となるものであり、令和8年度から全国の自治体にて本格実施されるものがあります。

本条例の改正につきましては、この乳児等通園支援事業を認定こども園で実施するため、事業内容に同事業を追加し、あわせて保育料について特定保育事業、一時保育事業と、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の保育料を統一するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容について、申し上げます。改め文の朗読を省略させていただき、新旧対照表により御説明いたします。

53ページをお開きください。改正後について、第5条の第2号に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関するものを追加し、また、第7条第2項の文中に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を追加し、あわせて、第7条保育料関係の別表について、利用料と給食費を改めています。

52ページにお戻りください。附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（高橋秀樹君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第11号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお本件は、会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

## ◎ 議案第12号

**○議長（高橋秀樹君）** 日程第15 議案第12号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

こども・健康課長 石川建祐君。

**○こども・健康課長（石川建祐君）** 議案書54ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第12号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、民間施設等が本事業を実施するに当たり、人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を定め、それに基づき、市町村が認可をすることとなっていることから、条例を制定するものでございます。

なお、市町村が条例で定めるべき基準は、内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」により示されており、本町の地域事情に合わせて検討した結

果、全て国が示す府令と同等の基準としております。

次に、条例の内容について申し上げます。足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

第2条から第4条は最低基準の目的、最低基準の向上等についての規定となっております。

第5条から55ページに移動しまして、第19条は、安全計画や職員の要件など運営に関する事、及び衛生管理や調理など設備に関する事など、事業の適切な運営管理体制について規定しております。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分について定めています。

56ページから57ページにかけて、第21条から第24条は一般型乳児等通園支援事業の設備・職員の基準、通園支援の内容等について定めています。

57ページ右側の第25条、第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備・職員の基準について定めています。

第27条は、電磁的記録について定めています。

第28条は委任規定でございます。

附則において、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋秀樹君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第12号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

#### ◎ 議案第13号

**○議長（高橋秀樹君）** 日程第16 議案第13号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

こども・健康課長 石川建祐君。

**○こども・健康課長（石川建祐君）** 議案書58ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第13号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、民間施設等が本事業を実施するにあたり、認可を受けた施設が給付の対象となるため、利用定員などの運営基準を定め、それに基づき市町村が確認をすることとなっていることから、条例を制定するものでございます。なお、市町村が条例で定めるべき基準等は、内閣府令「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」により示されており、本町

の地域事情に照らし合わせた結果、全て国が示す府令と同等の基準としております。

次に、条例の内容について申し上げます。足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、第1条の趣旨でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する、同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとしております。

第2条は、特定乳児等通園支援事業者の一般原則について規定しております。

第3条は、利用定員に関する基準、第4条から、61ページになります第32条までは、運営に関する基準等について規定しております。

第33条は、電磁的記録について定めています。

62ページになります。第34条は委任規定となります。

附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第13号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定しました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

#### ◎ 議案第14号から議案第18号

○議長（高橋秀樹君） 日程第17 議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件から、日程第21 議案第18号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）までの5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）から議案第18号足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）まで、一括で提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）について、御説明申し上げます。

第1表債務負担行為補正といたしまして、来年度以降における事業の円滑な執行のため、2ページまでになりますが、ソフトウェア使用料など31件の追加をお願いしております。追加する事項、期間、限度額は表のとおりでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

議案第15号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

第1表債務負担行為といたしまして、複写機使用料など2件をお願いしております。事項、期間、限度額は表のとおりでございます。

補正予算書4ページをお願いいたします。

議案第16号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

第1表債務負担行為といたしまして、特別養護老人ホームの清掃業務委託など2件をお願いしております。事項、期間、限度額は表のとおりでございます。

補正予算書5ページをお願いいたします。

議案第17号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

第1表債務負担行為といたしまして、銀河クリーンセンター廃棄物運搬車リース料1件をお願いしております。事項、期間、限度額は表のとおりでございます。

補正予算書6ページをお願いいたします。

議案第18号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

第2条関係ですが、予算第11条の次に第12条として債務負担行為を加え、夜間警備等業務委託など3件をお願いしております。事項、期間、限度額は表のとおりでございます。

以上、議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）から議案第18号足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件の質

疑を行います。第1表債務負担行為補正追加31件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件は、原案のとおり可決されました。

3ページをお開きください。

これから、議案第15号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

第1表債務負担行為2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第15号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

4ページをお開きください。

これから、議案第16号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）の件の質疑を行います。

第1表債務負担行為2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

○議長（高橋秀樹君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

○議長（高橋秀樹君） これから、議案第16号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第16号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

5ページをお開きください。

これから、議案第17号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第17号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

6ページをお開きください。

これから、議案第18号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）の件の質疑を行います。

第2条債務負担行為、第12条の追加3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7号)の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 請願第1号

○議長(高橋秀樹君) 日程第22 請願第1号生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書の件を議題とします。

ただいま議題となっております、請願第1号生産現場に寄り添った農業政策を求める請願の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中審査の上、報告を願います。

#### ◎ 散会宣告

○議長(高橋秀樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回の会議は、3月12日、午前10時より開会いたします。

大変御苦勞さまでございます。

午後 1時44分 散会